

埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分等要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)に基づき、ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物について埼玉県知事が行うその処理に係る不利益処分等(以下「行政処分等」という。)の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分等の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともに、PCB廃棄物の適正処理を推進することを目的とする。

(種類)

第2条 この要綱における用語の定義は、PCB特措法に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 改善命令 PCB特措法第12条第1項の規定に基づき、PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」といい、PCB特措法第18条第3項の規定により高濃度PCB廃棄物とみなされた高濃度PCB使用製品を所有する事業者を含む。)に対し、PCB廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命じること。
- (2) 代執行 PCB特措法第13条第1項の規定に基づき、知事が自らその処分等措置の全部又は一部を講ずること。

(改善命令及び代執行の基準)

第3条 改善命令及び代執行の基準は、別表のとおりとする。

(事務処理)

第4条 前条の各処分は、埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和45年埼玉県規則第1号)及び埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和45年埼玉県規則第2号)に定める区分に基づき、それぞれの決裁権者の決裁を経て行うものとする。

(改善命令)

第5条 PCB特措法第24条に規定する報告徴収及び同法第25条第1項に規定する立入検査等により、保管事業者が別表の処分の要件1又は2に該当する場合には、PCB特措法施行規則(平成13年環境省令第23号)第18条各号に規定する事項を記載した改善命令書を保管事業者に発出する。

- 2 前項に掲げる改善命令が講じられていることについて、確実な方法により確認を行う。
- 3 改善命令が講じられていないと認める場合には、原則として、改善命令違反として捜査機関と協議の上、厳正に対処するとともに、代執行の実施に向けた手続を開始する。

(弁明の機会の付与)

第6条 改善命令を行う際は、原則として、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとし、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、行政手続法第30条に規定する書面を通知する。

- 2 前項の規定は、公益上、緊急に改善命令を行う必要があるため、弁明の機会の付与に係る手続を執ることができないときは適用しない。

(代執行)

第7条 別表の処分の要件3、4又は5の場合には、代執行を実施する。別表の処分の要件4の場合は、相当の期限を定めて処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは

知事が当該処分等措置を講じ当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨をあらかじめ、公告する。

2 代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用して保管事業者から徴収する。

（公表）

第8条 改善命令又は代執行を行ったときは、速やかにその事実を公表する。

（雑則）

第9条 本要綱の実施に際して、手続等の細目については「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分等実施要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表 基準（第3条関係）

要件	内容
1 PCB特措法第10条第1項又は第14条の規定に違反し、自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。	改善命令
2 PCB特措法第10条第3項の規定に違反し、自ら処分又は処理施設に委託する見込みがないとき。	
3 改善命令に係る期限までに、改善命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。	代執行
4 処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。	
5 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、改善命令をするいとまがないとき。	